

## 日本薬学会九州山口支部学術奨励賞\* 授与規則

### 1. 目的

日本薬学会九州山口支部に所属する若手会員<sup>注)</sup>の学術活動の向上に資するために、将来性ある優秀な研究者を顕彰することを目的とする。

### 2. 対象となる業績

薬学またはその応用に関して優れた研究であり、その一部は本支部大会において発表された業績とする。

### 3. 資格

- (1) 推薦者は本支部に所属する会員であること。(自薦も可)
- (2) 被推薦者である若手会員(注参照)は、募集締め切りの時点で2年以上継続して本支部に所属する会員であること。

### 4. 推薦方法

推薦者は、以下の(1)～(4)を纏めたものを(A4サイズ、左上一カ所をホチキス留、13セット)選考委員長に提出する(それぞれをホチキス留して、全体をクリップ留でも可)。

- (1) 支部所定の「推薦書」
- (2) 被推薦者による研究の発展性・将来性について(A4用紙で2枚以内)
- (3) 推薦研究に関する公表論文(学会誌、学術雑誌の原著論文)や特許のうち、主たるもの(3報以内)の別刷(コピー可)
- (4) 支部大会で発表した推薦研究の講演要旨のコピー

5. 締め切り：選考委員会の2週間前を目安に支部長が設定する。

### 6. 選考方法

- (1) 選考委員長(支部長)が招集した選考委員会において、受賞者を決定する。
- (2) 選考委員会は、選考委員長の他、12名以内の選考委員で構成される。
- (3) 選考委員は、前年度の事業所基準Cの事業所から1名ずつ推薦された候補者、並びに、事業所基準A、Bあるいはその他の事業所から推薦された若干名の候補者の中から、幹事会で決める。その際、病院薬剤部、企業およびその他の事業所から2名以上の選考委員を選出する。  
尚、委員の任期は1年とする。但し、委員の再任は妨げないが、2年程度を限度とする。
- (4) 選考委員長、選考委員は原則として推薦者になることはできない。

7. 受賞件数：4 件以内とし、受賞対象者は個人とする。

8. 受賞者の決定：毎年 11 月

9. 表彰：受賞者には表彰楯を贈る。

10. 授賞式および受賞記念講演：当該年度の支部大会において行う。

\* The PSJ Kyushu Yamaguchi Branch Award for Young Scientists

注)「九州山口支部に所属する若手会員」とは、九州・山口・沖縄地区に在住する日本薬学会の会員で、40 歳代あるいはこれより若い会員をいう。

平成 27 年度第 3 回九州支部幹事会（平成 27 年 11 月 28 日）に於いて一部改定。

平成 30 年度九州支部幹事会メール会議（平成 30 年 7 月 18 日）に於いて一部改定、差し替え版。

2019 年度（令和元年度）第 1 回九州山口支部幹事会（令和元年 5 月 18 日）に於いて一部改定。